



滋監第158号

令和8年2月16日

(株) 向茂組

向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



### 特定 建設業の許可について (通知)

令和 8年 1月 5日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

#### 記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 ( 特 一 7 ) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 8 年 2 月 8 日 から 令 和 13 年 2 月 7 日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業	建築工事業
大工工事業	とび・土工工事業
石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和13年 1月 8日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)